

# 無憂園・無憂園第二保育所 重要事項説明書

令和7年4月1日

保育の提供にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 人類相愛事業 無憂園
所 在 地	大阪市此花区伝法2-10-26
電話番号	06-6461-2063
代表者氏名	理事長 田口和子

## 2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	無憂園、無憂園第二保育所
施設の所在地	大阪市此花区伝法2-10-26
連絡先	06-6461-2063
管理者	園長 田口 和子 無憂園所長 石田 智里 無憂園第二保育所所長 川越 広美
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	無憂園 2歳児 60人 4歳児 60人 5歳児 60人 無憂園第二保育所 0歳児 30人 1歳児 50人 3歳児 60人
利用定員	無憂園 2歳児 40人 4歳児 45人 5歳児 45人 無憂園第二保育所 0歳児 10人 1歳児 35人 3歳児 45人
開設年月日	昭和30年8月1日
事業所番号	2710051002634、2710051002659
ホームページ	<a href="http://www.muyuuuen.com/">http://www.muyuuuen.com/</a>

## 3 施設の目的・運営方針

無憂園・無憂園第二保育所(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び、地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要 (※2園共通)

##### (1)施設

敷地		3,024.66㎡	
園舎	構造	A棟 鉄筋コンクリート造 3階建のうち 1階、2階 B棟 鉄筋コンクリート造 4階建のうち 1階、2階 C棟 鉄筋コンクリート造 4階建のうち 1階	
	延べ面積	1,191.07㎡	
園庭		地上園庭	1,500㎡

##### (2)主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	
ほふく室	2室	
保育室	15室	無憂園 2歳児クラス (すいせん組・コスモス組) 4歳児クラス (ひまわり組・きく組) 5歳児クラス (すみれ組・ばら組) 無憂園第二保育所 0歳児クラス (ふたば組) 1歳児クラス (さくらんぼ組・つくし組) 3歳児クラス (ちゅうりっぷ組・もも組・ひなぎく組)
遊戯室	1室	
音楽室	1室	
給食室	1室	

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供  
下記8に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 特色ある取り組み  
音楽指導、体育指導
- (3) 送迎 (園バスによる送迎は実施していません。)

#### 6 職員の職種、職員数及び職務の内容(栄養士については別掲)

4月1日現在

職種	職務の内容	職員数	常勤	非常勤	備考
園長	2園を統括する	1名	1名		
所長	園務をつかさどり、所属職員を監督	2名	2名		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施等を行う。	29名	26名	3名	臨時職員を含む
保育補助	保育の準備、清掃、片付け等	6名	1名	5名	
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	4名	1名	3名	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

#### <各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯 (9:00～17:00)
所長	正規の勤務時間帯 (9:00～17:00)
保育士	正規の勤務時間帯 (9:00～17:00)
栄養士	正規の勤務時間帯 (8:00～16:00)
調理員	正規の勤務時間帯 (8:00～16:00)

※シフトローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

### 7 保育を提供する日

- (1) 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く。
- (2) 8月1日(創立記念日)、8月13日から15日、3月28日・30日を「家庭保育協力日」としています。

### 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

#### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を大阪市から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)

#### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を大阪市から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)

尚、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は、16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

(時間外保育の利用に当たっては、大阪市にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります) ※ 20分ごとに100円徴収となります。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

### (1) 食事の提供方法

自園調理

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。ただし、幼児は遠足の時はお弁当持参です。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時40分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時40分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時40分頃	11時30分頃	15時頃	
3.4.5歳児		11時45分頃	15時頃	

### (3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食を提供

食物アレルギー対応マニュアル有

### (4) 栄養士の配置状況

職務の内容	職員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	4名	4名	0名	

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

## 10 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた大阪市に対し、大阪市が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、**別表** に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

## 11 特別支援保育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

## 12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合に保育の提供を終了します。

### (1) 園児が小学校に就学したとき

### (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

### (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関の名称	安田クリニック
医院長名又は医師名	安田 晴紀
所在地	大阪市此花区伝法2-5-1
電話番号	06-6463-1000

### (2) 歯科

医療機関の名称	やすだ歯科医院
医院長名又は医師名	安田 繁紀
所在地	大阪市此花区西九条3-15-10
電話番号	06-6463-8241

## 15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 16 災害時等の対策

災害時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、毎月1回以上実施します。
救急救命設備	AED設置 有

## 17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 研修への積極的な参加
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・窓口担当者 各所長 ・ご利用時間 9:00~16:00 ・電話番号 06-6461-2063 ・F A X 06-6462-7711
第三者委員	長谷川 英樹 06-6461-7298 伝法地区民生委員児童委員委員長

## 19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	園の施設又は管理下で園児等に損害を与えた場合の保険

## 20 園児の利用状況(毎年度5月1日現在)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	4人	6人	2人	6人
1歳児	34人	32人	27人	26人
2歳児	42人	35人	40人	39人
3歳児	50人	49人	44人	44人
4歳児	51人	50人	48人	40人
5歳児	47人	50人	50人	48人

## 21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	なし
自己評価の実施状況	毎年度実施	特になし

## 22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

## 23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

以上

**別表** 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

※毎月、園費として園児1名につき、(▲●0～2歳児)(■●3～5歳児)3,500円を徴収させて頂いております。尚、3～5歳児は保育料無償化に伴い副食費4,800円が必要になります。(副食費免除について対象児童の範囲が一部拡大しています。)口座引き落としとなります。

令和7年度

	内容、負担を求める理由及び目的	項目
入園費	入園に伴うICタグ代金(登降園システム用) ・新園児は別途ゴム印代300円が必要です	3850円 300円
教材費	園児保育活動の統一性を図るため ・年齢別在園児・新園児ごとに決めています  	0歳児 新園児 1,000円 1歳児 新園児 890円 在園児 550円 2歳児 新園児 1,780円 在園児 1,580円 3歳児 新園児 6,180円 在園児 5,510円 4歳児 新園児 11,380円 在園児 8,070円 5歳児 新園児 11,400円 在園児 2,250円
行事服(体操服)	園児保育活動の統一性を図るため ポロシャツ2,300円、半ズボン1,800円、 黄帽子700円(日よけつき1,150円) 寸法により価格変動あります	4,800円 (日よけ帽子の場合5,250円)
園外保育代	園児保育活動の統一性を図るため ・3才以上年齢別先行先ごとに決めています	3歳組 2,300円 (1回実施) 4歳組 2,650円 (1回実施) 5歳組 8,020円 (3回実施) (令和6年度実績)
衛生費	0～2才児(おむつ代) 使用枚数により異なります	必要額を業者支払 4,250円 2,950円 2,450円
副食費	副食材料費(3～5才児)	月額 4,800円
■給食補助費	主食費(3～5才児)	月額 2,100円
■特別保育費	体育指導・音楽指導(3～5才児)	月額 600円
▲寝具費	寝具リース料金(0～2才児)	月額 2,280円
▲絵本代	保育園で使用後保護者へ配布(毎月)0～2才児	月額 420円
●備蓄物品費	緊急災害時対応のため	月額 450円
●行事費	行事に係る費用、他進級、卒園時思い出帳等	月額 350円
「時間外」保育料	閉園時間遅刻に対する延長実費見合い	1回 500円